

国立大学法人京都大学入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和3年10月18日(月) 京都大学事務本部棟1階ミーティングルーム	
委員	委員長 金尾 伊織 (国立大学法人京都工芸繊維大学 教授) 委員 菊池 健太郎(公認会計士) 委員 山下 信子(弁護士)	
審議対象期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考) 今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼は なし。
建設工事(小計)	5件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定適用対象工事)	1件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	3件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回答
<p>議事に先立ち、出席者の紹介、施設部長の挨拶</p> <p>【前回の委員会での議論等を通じて問題提起された事柄について、京都大学側より報告】 （※印は前回の意見等）</p> <p>※不落となった場合、最低価格の入札業者とのみ協議を行うことについての妥当性を検討する。</p> <p>※随意契約理由書に緊急性があった旨の記載をする。</p> <p>本学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について（報告）</p> <p>【京都大学側より、令和2年4月から令和3年3月に契約した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約方式ごとに説明・報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度話のあった、設計業務の総合評価落札方式導入の話はどうなったか。 ・本庶佑名誉教授ノーベル賞受賞記念碑設置工事が随意契約となった理由は何か。 ・建築工事と比較して電気工事や管工事の契約件数と金額が多い理由として、国土強靱化計画の影響と思われるが、昨年度は特に多かったのか。 <p>建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 【京都大学側より、委員会による抽出経緯の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するような案件があれば施設部内で試行的に実施したいと考えていたが、令和2年度はそのような案件はなかった。 ・緊急性があった旨を記載するようにしている。 ・今年度中に委員会を立ち上げ導入について検討を予定しているが、現状はまだ導入されていない。 ・今回の抽出案件となっていないため詳しく確認はしていないが、医学部発注の工事であり契約の目的を考慮して随意契約になったと聞いている。 ・令和元年度も多かったが、令和2年度は国土強靱化計画の最終年度のため、より多かった。

別紙

意見・質問	回答
<p>【抽出案件の審議】</p> <p><u>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事を除く）</u></p> <p>○京都大学（南部）南病棟地階サーバー室2空調設備改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7者中6者が最低基準価格以下という事態は予定価格の算出方法に問題があるのではないか。 ・自動制御設備について、予定価格の算出根拠となる見積が高かったということか。 ・最低基準価格の算出方法を検討すべきではないか。 ・予定価格の算出時に複数の見積を取っているのか。 ・見積の取り方等で工夫・改善の余地があるのであればそこは取り組んでいただきたい。 <p>○京都大学（桂）桂図書館地下2階書庫等改修電気設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事は完了しているのか。検収した結果も問題なかったのか。 ・入札価格が異常に低い、なぜか。 ・現場管理費、一般管理費が極端に低い。安価で契約できて、施工上問題ないとしても、何らかの対策が必要ではないか。 ・低入札価格調査で落札決定としない基準はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書を確認したところ、特に自動制御設備において各業者共通に価格の乖離が見られた。契約した業者は、類似工事の経験や、直近で病院施設内での大きな工事を実施していたこと、制御メーカーそのものを直接下請けに入れ、自動制御専門の別の業者に施工させており、そのこと等が安価となった原因ではないか。積算そのものに問題はない。 ・最低基準価格を下回った入札者の間でも幅があり、本学が算出したものと同程度の金額の業者もいた。 ・国土交通省及び文部科学省の基準に基づいており、本学の一存で変更するのは難しい。 ・今回は既存装置の改造であり、一者のみ。 ・承知した。 ・完了している。問題もなかった。 ・内訳書を比較したところ、諸経費が抑えられているのが主な原因と思われる。 ・経営状況、信用状態等見極めたうえで問題ないと判断している。 ・明確な基準はなく、総合的に判断している。

別紙

意見・質問	回答
<p>・極端な低価格での受注状況が続く場合、他の業者が参加しにくい状況が生まれ、競争の質が低下するのではないか。地方自治体のように調査基準価格を設ける等のルール作りを検討すべきではないか。</p> <p><u>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事）</u> ○京都大学（中央他）基幹・環境整備（特高受変電設備）工事</p> <p>・低入札価格調査は、業者から理由書が出てきたらそれだけで問題ないと判断するのか。</p> <p>・経営状態はどうやって確認するのか。</p> <p>・施工体制確認点が0点となっているが。</p> <p>・この業者が京都大学の実績があるから、他の業者が遠慮したのではないか。</p> <p>・他にも同様に施工可能な業者は存在するのか。</p> <p>・今回低入札がかなり目立っているが、コロナ禍前はどうかだったのか。もし前からあるのなら改善の余地があるのではないか。</p> <p><u>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事を除く）</u> ○京都大学（瀬戸）基幹・環境整備（電気設備）工事</p> <p>・予定価格と見積価格が3万円しか変わらないのは偶然か。</p>	<p>・国等の考え方等を調査し、メリットデメリットを勘案しながら検討する。</p> <p>・内訳書や経営状態等調べて問題ないことを確認している。</p> <p>・工事の契約保証会社に確認している。</p> <p>・最低基準価格を下回ったため、ヒアリングを行った結果0点となった。施工体制確認型の導入は、ダンピング抑止に繋がっている。</p> <p>・そうではなく、配置予定技術者の都合等、その時の状況により結果的に一者となった。</p> <p>・存在する。</p> <p>・東日本大震災後やオリンピック前は民間の工事が増え、その分公共工事の不調不落が多かったが、今は状況が変化し応札者が多くなって競争は激化していると思われる。なお、最低基準価格の算出基準も社会状況を踏まえ、適宜変更されている。</p> <p>・その通りである。</p>

別紙

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格をある程度示唆するのは許されるのか。 ・ 地域要件は予定価格に考慮されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許されない。 ・ 僻地の場合は考慮されるが、この工事にはない。ただ、積算の際の見積書は施工条件を提示して徴取する。
<p>建設工事：随意契約方式 ○京都大学（南部）第一臨床研究棟エレベーター改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メーカー以外の業者では施工できないのか。 ・ どの範囲が改修工事となるのか。 ・ P F I 事業を検討してみてもどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上の問題、規格の問題もあり、同一メーカーでないと施工できない。 ・ 部分的にかごだけの改修や制御機能の改修、動力部分を変える場合もあり、それぞれ老朽化、不具合の出たところを改修する。 ・ エレベータの改修だけを集めても、設計や保全を含まなければ民間のノウハウを生かせず、またスケールメリットも大きくないのでP F I 事業の導入は難しいと思う。
<p>設計・コンサルティング業務：簡易公募型プロポーザル方式 ○京都大学（南部）がん免疫総合研究センター新営（建築）設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務のみの委託か。 ・ 簡易公募型プロポーザル（拡大）の場合、一者に特定されるにあたり価格は考慮されないのか。 ・ 見積徴取の段階でここまで下がったらできない、となったらどうなるのか。 ・ 予定価格は国土交通省の基準に従って算出しているのか。 ・ 価格が低くなると技術提案書のとおりにならないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務の委託のみで、工事監理は大学が行っている。 ・ 考慮されない。 ・ これ以上の価格は無理となったら、次点の業者への見積徴取を行うこととなる。 ・ その通りである。 ・ コンペとは違い、技術提案書は技術者の能力を確認するためのものであり、技術提案書の内容を履行する必要はない。

別紙

意見・質問	回答
<p>総括</p> <p>・今回の審議対象案件については特段の問題はなく適切に処理されていたが、低入札については、その対応策を検討すること。</p> <p>その他</p> <p>【京都大学側より、今回の審議対象期間においては再苦情の申立て及び同審議依頼はなかったことを報告、令和4年4月からの委員について、菊池委員の交代を報告、金尾委員長及び山下委員について引き続き委員再任のお願い、次回開催予定などの説明】</p> <p>・特になし。</p> <p>終了</p>	